平成２３年（フ）第１７０２８号
東京都八王子市大横町14番25号
破産者　株式会社中村土木
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０２９号
東京都狛江市西野川４丁目２－８
破産者　中村　一隆
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５１号
千葉県市原市青柳１丁目１番地１
破産者　株式会社鈴木
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５２号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目21―６、開始決定時の住所千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目46―９
破産者　鈴木　　努
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５９号
東京都港区虎ノ門４丁目１―34―3804、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区一番町20番地
破産者　アイエヌエックスホールディングス有限会社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９９号
東京都台東区駒形１丁目12番６号
破産者　株式会社グッド・フード
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９００号
東京都台東区駒形１丁目12―６―802
破産者　関永正こと　石　　永正
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０６号
千葉県松戸市六高台７丁目12―６号
破産者　金子　光枝
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０７号
千葉県松戸市六高台７丁目12―６号
破産者　金子　伍朗
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８号
東京都江戸川区江戸川６丁目９―51
破産者　湯田　航介
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９号
東京都江戸川区江戸川６丁目９―51
破産者　湯田　麻衣
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２号
埼玉県入間市宮寺2045番地１
破産者　有限会社二友建設
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３号
埼玉県狭山市大字南入曽354―201
破産者　二瓶　　敦
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９１号
東京都新宿区改代町40番地　生方ビル１階
破産者　有限会社あすか工房企画
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９２号
東京都中野区南台４丁目19―12
破産者　天野　　茂
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２９号
千葉県白井市桜台３丁目７―13
破産者　原田　文彦
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７６５号
兵庫県神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地10　Ｓ―10号
破産者　株式会社アイ・ウェイブ・デザイン
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７６６号
東京都中央区晴海３丁目６－８―1501
破産者　長橋　大蔵
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３６号
東京都港区赤坂３―14―７　ユニ赤坂４階、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区上野６丁目８番４号
破産者　有限会社ＳＥＥＤＳ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９４６号
東京都墨田区東向島４丁目５番３号　菊地ビル101
破産者　有限会社エスツー
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５５号
東京都中央区日本橋２丁目２番４号　せつつビル
破産者　株式会社吉江商会
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５６号
東京都江東区永代２丁目18―８
破産者　吉江富士雄
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部